

## 経済的利益の算定について

### (1) 経済的利益の額は以下のとおりとする

- ①金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- ②将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- ③継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ④賃料増額は、増減額の7年分の額
- ⑤所有権は、対象たる物の時価相当額
- ⑥占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- ⑦建物についての所有権は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- ⑧地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- ⑨担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ⑩不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- ⑪詐害行為取消請求は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ⑫共有物分割請求は、原則として、対象となる持分の時価の3分の1の額。
- ⑬遺産分割は、原則として、対象となる相続分の時価相当額。
- ⑭遺産分割減殺は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮金銭債権についての民事執行は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

### (2) 経済的利益の額を算定できないときは、その額を800万円とする。